

平成26年第5回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成26年9月19日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年9月19日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 40号 | 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 41号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 42号 | 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第4 | 議案第 43号 | 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 44号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 45号 | 川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 46号 | 川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 47号 | 財産(備品)の無償譲渡について |
| 日程第9 | 議案第 48号 | 財産(土地)の処分について |
| 日程第10 | 議案第 49号 | 平成26年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第 50号 | 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第 51号 | 平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 52号 | 平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第 53号 | 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 54号 | 平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第 55号 | 平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第 56号 | 平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第19 | 同意第 1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 認定第 1号 | 平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 2号 | 平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 3号 | 平成25年度川南町水道事業会計決算認定について |

- 日程第23 発議第 3号 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について
- 日程第24 議員派遣の件について
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開議

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第40号 「川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第2 議案第41号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第3 議案第42号 「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

以上、3議案を一括議題とします。

本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） おはようございます。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第40号と41号について御報告申し上げます。

議案第40号「川南町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する規準を定める条例を定める」については、全員賛成で可決であります。

この条例は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第6条による改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準として定められた厚生労働省令の規定に従い、又は参考にし、市町村が定めるべき基準について新たに条例を定めるものであります。

議案第41号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める」については、全員賛成で可決です。平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもので新たな条例を定めるものです。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案42号について審査の経過と結果について御報告いたします。議案第42号「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、現在全国で実

施されている児童クラブのニーズが高まってきたことを受け、国が関係法令を改正施行することに伴い条例を定めるものです。現在小学校3年生までを対象としていますが、国が法律によって小学生を対象とすることになります。職員の人数や資格に関しては省令を最低基準として定めますが、それ以外のことについては省令に従うか参考にして地域の実情に応じて定めるものです。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決しました。

以上報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第40号 「川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号 「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第42号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号 「川南町税条例等の一部改正について」

日程第5 議案第44号 「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第6 議案第45号 「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について」

日程第7 議案第46号 「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第43号「川南町税条例の一部改正」については、全員賛成で可決であります。

この改正は地方税法等の一部改正に伴い、関連する川南町税条例の一部を改正するものです。

議案第44号「川南町国民健康保険税条例の一部改正」については、全員賛成で可決であります。法律上残っていた「本文方式」の算定方式が廃止されたことに伴う規定の整備、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が改組されたことに伴い所要の規定を整備するものです。

議案第45号「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正」については、全員賛成で可決であります。老朽化して使用されていない新茶屋プール、唐瀬原児童プール及び国光原児童プールを解体撤去するため、条例から削除するものです。解体撤去の際、「公園の地続きである新茶屋について公園を広げるか駐車場として使えるように」との意見がありました。

議案第46号「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正」については、全員賛成で可決であります。条文中の「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福

祉法」に改正されたことに伴い条文の整備を行うものです。

「非婚ひとり親への配慮もしてほしい」との意見がありました。

以上報告致します。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第43号 「川南町税条例等の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号「川南町税条例等の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号 「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号 「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第46号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 「財産（備品）の無償譲渡について」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第47号についてその審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第47号「財産（備品）の無償譲渡について」は、平成24年度から25年度の2か年で取り組んだ国造成設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）により購入した備品に関わるもので、尾鈴土地改良区連合の運営に必要な備品を、尾鈴畑かん事業の用に供するために同連合に無償譲渡するものです。備品については、これまで川南町の所有となっていました。対象の備品は39種類の69点で、取得価格の合計は790万8,811円です。なお、その殆んどが現在切原ダムに保管されています。討論はなく、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終ります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第47号「財産（備品）の無償譲渡について」

討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号「財産（備品）の無償譲渡について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 「財産（土地）の処分について」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第48号「財産（土地）の処分について」は、払下げの条件がそろい、仮契約の締結ができたので今回議会の承認を得るものです。審査結果は賛成多数で可決です。

多くの意見を拝聴したく会議規則第70条の規定により連合審査を致しました。

現地調査では、新茶屋ため池の現状、土砂がたまり底が見え保水力のない状態、農面道路からため池への取水口、湧き水の流れ等、水源涵養林として残すところ、残置森林の場所、周辺道路、民有地の確認も行いました。

主な内容について報告します。

近くに唐瀬原中学校がある、子どもたちへの影響はないのか。工事車両通行は道路の損傷等心配はないのか。排水計画はため池に流すとのことだがため池は、農業用のため池ではないか。絶対無公害ではない。自然環境にはよくない。法的規制、オーバーに聞こえるが、除草剤もため池（農業用水）に流れ込む。3町歩は影響が出るのではないか。

ソーラー事業の先行き、20年後がどうなるのか。排水はため池を当てるが、オーバーフローによる民家への影響が心配される。被害がでたとき、撤退したあと放置されたときどうなるのか。不安であるので反対との意見がありました。

以上、報告致します。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号「財産（土地）の処分について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第48号「財産（土地）の処分について」反対の立場で討論し、その理由を述べます。

本案件についてであります。本案件は、太陽光発電施設を設置するためのものであります。先程、総務厚生常任委員長の報告したとおり、近くに唐瀬原中学校があり、また子供達の影響はないのか、工事車両通行道路損傷等心配はないのか、排水計画は溜池に流す計画のことだが、溜池は、農業用の溜池で目的外使用ではないか、また除草剤が溜池に流れ込み農業被害が出るのではないか、ソーラー事業の先行き、20年後はどうなるのか、排水は、溜池をあてるとオーバーフローにより民間影響が懸念されるなど、多種多様な質疑をしたところであります。担当課におきましては、これに対しまして明確な対応策などがなされなかったものであります。太陽光発電事業については、無公害で原発と化石燃料の代替燃料として近年設置数が急増しています。確かに発電システムメカニズム等は無公害と思われませんが、反面、一方では施設構造開発行為について森林涵養保水機能を破壊し景観を損なうなど周辺環境に悪影響を与えるなどしており、その無秩序な商業主義を優先する乱開発が全国的に物議をかもしており、これらを防止するために景観条例等を定め規制する市町村も現れている現状の中において、今まで唐瀬原中学校の多くの卒業生、また在校生が校庭や校舎の窓から眺め四季の移り変わりを感じとってきたわけですが、その町有林の木々を伐採し民有地と合わせ約3町歩の広大な土地を不毛の土地と化し太陽光パネルを敷き詰め、学校用周辺景観を損なう案件であります。案件で想像できる風景は、乾燥で殺伐とした風景のみであり子供達の情操教育の観点からしてふさわしいとは思いません。したがって、川南町教育振興基本計画策定の趣旨に反しており、本案件に反対するものであります。

子供達の情操教育のためにも現景観を残すよう、良識ある議員の皆様、また唐中出身議員の皆様の母校愛を期待し賛同を求め討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第48号「財産（土地）の処分について」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」

日程第11 議案第50号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第12 議案第51号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第13 議案第52号 「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第14 議案第53号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第15 議案第54号 「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第16 議案第55号 「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第17 議案第56号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上、8議案を一括議題とします。本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第49号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」については、全員賛成で可決です。

この補正予算は歳入歳出の総額にそれぞれ5億9,098万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億516万7,000円とするものです。

総務厚生常任委員会に関係する事項について、関係課職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査致しました。主なものについて報告します。

公共施設等整備基金積立金1億752万4,000円、基金の総額は16億5,806万4,000円です。

老朽化等が進んでいる公共施設の建替えに使える基金です。基金をたくさん保有していると交付税が減らされることもあるそうですので、計画的な管理を求める意見がありました。

定住促進事業費1,200万円は、当初20件を見込んだが、すでに18件申請されたので、今回追加計上です。中古住宅も対象です。

総合行政システム改修委託料964万8,000円は、社会保障・税番号制度システム整備事業として平成28年度にマイナンバー（個人に番号をつける）制度がスタートするためのものです。国、県、市町村、国保、年金も連携するものですが、個人情報盗まれないか、ウイルスに犯されることはないのか等の意見がありました。LGWAN回線を利用するなど行政保護システムが整備されているので心配ないとのことでした。

青色パトロールカー導入840万円は、日本財団の青パト助成事業（10分の8）を使い各自治公民館に配備するものです。私物化、宝のもちぐされにならない管理との意見がありました。

保育士処遇改善臨時特例事業の保育士処遇改善臨時特例委託料828万7,000円については、民間保育園4か所（児童数393名）（保育士91名分）の委託料です。民営化された保育士の処遇改善が実行されたことを確認できるシステムが必要ではないかとの意見がありました。

議案第50号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、全員賛成で可決であります。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,657万3,000円を追加し、歳入歳出27億6,039万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費2,571万7,000円、基金積立金9,289万4,000円、諸支出金1,781万2,000円を計上するものです。基金を安定させるために前年度に要した医療費額の12

分の3、約4億円の基金確保を目標にしています。今回の積立金基金残高は3億円ですが、基金残高確保後に保険料の引下げは考えるとの説明です。意見として、国保税の引下げについても検討してほしいとありました。全員賛成で可決であります。

議案第54号「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」については、全員賛成で可決であります。歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加し、歳入歳出481万9,000円とするものです。

議案第55号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、全員賛成で可決であります。

歳入歳出それぞれ4,475万2,000円を追加し、歳入歳出14億6,326万8,000円とするものです。

主な歳出は、介護保険準備積立基金積立金に1,767万6,000円、償還金に1,603万8,000円、一般会計繰出金に1,103万8,000円を計上するものです。基金残高は9,400万円です。

以上報告終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第49号、第51号、第52号、第53号、第56号について、その審査の経過と結果について御報告いたします。いずれも所管課職員に出席を求め委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第49号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」についてですが、歳入の11款1項2目1節の農林水産業施設災害復旧費分担金5,680万円は、2件あって、先ず1件目が農地災害にかかる地元負担金でいわゆる持ち主及び管理者負担金であり、工事費2億8,000万円×20%の5,600万円です。もう1件は農業用施設災害にかかる地元負担金で、今回水路工事1か所分で工事費800万円×10%で80万円となっています。

同じく2項1目2節の児童福祉費負担金72万円は中央児童クラブ保護者分ですが、3,000円×20名×12か月での算定です。

次に歳出についてですが、6款1項3目19節負担金補助及び交付金587万円の内、尾鈴地域農業再生協議会補助金225万円は職員を3名採用予定としている為のもので、すでに採用試験を実施しております。7款1項2目19節の負担金及び交付金の2,000万円は、プレミアム付き商品券発行事業補助金で平成21年度に始めて5回目となっています。町内商工業者にアンケートを行い49%の方から消費が落ち込んでいるとの回答を受けたことに伴い、年末に向けて発行し消費動向を刺激しようと計画しているものです。

10款4項4目13節の委託料324万円は、川南湿原、新橋ため池の土砂を取り除く保存整備事業の設計委託料です。平成27年度以降に工事着工の考えであり、現在保護委員と協議しながら工事内容が検討されています。なおこの工事に関しては、国立療養所の排水をも考慮しながら検討してほしい旨意見が付されました。また11款2項1目13節の委託料100万円は測量委託料であり、道路橋りょう災害復旧工事についてこの度積み残した5か所を含み今後の

備えとして計上するものです。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決しました。

議案第51号「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,543万7,000円とするものです。歳出の1款1項1目15節の工事請負費86万4,000円は、通浜浄化センター地下の吸気ファンが故障したことによる更新工事です。初めての修理とのこと。

審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第52号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」については、予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,232万3,000円とするものです。

歳出の1款1項1目11節の需用費86万2,000円は、掛迫浄水場の原水前処理ろ過設備他の修繕料です。当初100万円見込み計上していましたが、4月に浄水場のろ過池への原水流入量が下がったため復旧に要した修繕等で予算が無くなったものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第53号「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,348万3,000円とするものです。歳出の1款1項1目11節の需用費230万8,000円は、6月4日の豪雨による浄化センター浸水に伴う機器修繕並びに堆積土砂撤去の費用計上です。また同15節工事請負費108万円は、この度の浸水を踏まえ浄化センター管理棟への浸水防止を図るために止水板設置工事費用を計上したものです。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決しました。

議案第56号「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的収入の受託工事収益250万円は配水管未普及地新設工事収益の追加計上です。また収益的支出の営業費用268万円は、配水管未普及地の給水工事が当初予算を超える見込みの為250万円の追加計上と、人事異動による職員給与費18万円の計上となっています。審査の結果、特段異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第49号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第54号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号 「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって、議案第55号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第56号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

日程第18 諮問第1号 「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に米山知子君及び税田榮君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。米山知子君及び税田榮君、開票の立会をお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。投票総数12票　そのうち「賛成」9票、「反対」3票以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」は、適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第19 同意第1号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に山下壽君及び徳弘美津子君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。山下壽君及び徳弘美津子君、開票の立会をお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。投票総数 12票、そのうち「賛成」12票、全員が賛成であります。したがって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第20 認定第1号 「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第21 認定第2号 「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第22 認定第3号 「平成25年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子君）

認定第1号「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

9月11日・12日に一般会計決算審査特別委員及び代表監査の出席のもと、特別委員会を開催いたしました。

所管業務ごとに課長以下担当職員の出席を求め、各課それぞれの歳入、歳出の説明を受け、質疑を実施し審査いたしました。採決の結果は全員賛成で認定と決定しました。以下、意見なども含めて経過報告いたします。

歳入については、自主財源である町税関係では調定額15億7,105万7,095円（昨年度15億5,233万9,432円）ですが、昨年比1,871万7,663円の増であります。現年度の徴収率は97.89%となっています。過去5年間の現年度徴収率は毎年確実に伸ばしています。

滞納者への徴収方法は基本的に現年度を先に徴収し、その後滞納分を徴収する方法を取っています。

収入未済額は1億3,211万5,975円となり比率とも過去5年間では最低となっており担当職員の努力がうかがえます。職員配置も平成26年度は増員しており今後さらなる徴収業務にまい進していただきたいと意見がありました。

使用料については、町営住宅使用料は、現年度は100%徴収を行い、滞納は平成24年度5件、これは現在裁判中です。平成25年度1件3,900円です。

保育料の収入未済額については670万3,770円で前年比57万2,980円減です。不納欠損はゼロです。時効は5年となっておりすでに卒園している事例もあり苦慮されるところです。徴収については延滞者には児童手当を手渡しで渡す時に徴収するようにしております。

保育は基本的に仕事をしていることが大半であり、保護者の意識改革と納付忘れが延滞者とならないための早期による徴収対応と公立はもとより、民営化した認可保育所へのさらなる徴収協力も望むところです。

歳出についてですが、総務費の平成25年度より開始した定住促進助成事業では、持家取得助成は16件になり、内訳は県外（東京）1件、町外8件、町内者7件で、助成は764万8,000円、合わせて40歳以下の世帯9件で90万円の商品券を助成されました。建築総額は約2億3,084万円。町内業者7件約1億859万円。町外業者9件約1億2,224万円となりました。

参考までに平成26年度は9月時点ですでに18件の申請があり、県外2件（東京・福岡）、町外9件、町内7件になっています。助成金額900万円40歳以下の若者夫婦加算8件で80万円となっており、建築総額約3億1,700万円、町内業者7件約1億4,365万円。町外業者11件約1億7,334円となって、今後定住促進事業が周知され効果的に予算が使われることを期待します。

新婚家庭家賃助成は、3件で6万5,000円となり今後この事業の周知方法を模索して、対象者が助成事業を知らなかったとにならないようにしていただきたいとの意見がありました。

基金については16件あり、平成25年度5月末で44億3,854万4,102円（平成24年5月末で40億8,835万943円）平成25年度中での積み増しは9億6,115万7,166円、取り崩し額は2億1,562万8,383円となり、平成26年5月末で総額51億8,407万2,885円、前年比7億4,552万8,783円増となりました。基金は、目的に応じて積み立てるものが多く、高齢化社会により介護、国保など負担が増えるであろう基金については最小限の使用と最大の努力により保険料や利用料の高騰を抑えていくことが、町民のためになることを町民に理解していただくように各担当課のさらなる努力を求めます。

先程の全員協議会で同僚議員からの指摘により、本来であれば各課ごとに調査した報告をすべきでありましたが、主な事項のみにとどまる委員長報告になりましたことをここに深くお詫び申し上げますとともに2日間に渡りきちんと審査されました一般会計決算審査委員の皆様にも御迷惑がかりましたことを併せてお詫び申し上げます。

以上 平成25年度一般会計決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長（川上 昇君） 特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に付託されました認定第2号「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」、その審査の経過と結果について報告致します。

対象となる特別会計は、国民健康保険事業、漁業集落排水事業、営農飲雑用水事業、下水道事業、介護認定審査会、介護保険及び後期高齢者医療の7特別会計です。それぞれ所管課職員に出席を求めて説明を受け、質疑応答を行い慎重に審査致しました。

先ず、国民健康保険事業特別会計についてですが、平成26年4月1日現在の対象者は3,243世帯で6,325名、その内一般被保険者が6,068名で退職被保険者が257名です。

歳入の保険税徴収率アップについて組織を挙げて取組んでいるのかとの質問に、あらゆる方策を検討し出来るだけのことはしているとの回答でした。但し、不納欠損額は通常5年

間で会計処理していくが年々増加傾向にあるようです。

収入未済額については、現年度分を優先して徴収しているとのこと。また歳出の基金積立金は条例で積立が定められており、平成25年度末で2億円強となっています。

特定健康診査等事業の受診率が29%という低率の対策については、各戸訪問など実施し受診率アップに努力しているとの説明でしたが、継続してそのことに取り組むよう意見が述べられました。

諸支出金の過誤納還付金500万7,000円については、システム入力ミスによるエラーで126件発生したものの、その時点で訂正済みとなっております。

次に漁業集落排水事業特別会計ですが、区域内人口1,202名に対し加入人口が910名で加入率75.71%、平成5年に事業を開始してから20年経過しましたが、このところ加入の増減については現状維持か微増の状況です。

歳入の使用料は徴収率が99.0%となっています。

歳出については、20年が経過し今後配管等の修理が徐々に発生するのではないかとの質問に、今のところ新たに特別な計画は考えていないし、下水管には塩ビ製パイプを使用しているのしばらくは大丈夫と判断しているとの回答でした。

公債費の内9,927千円の償還金は県財政融資資金で、元金償還は平成34年で終了するとの説明でした。この会計には基金は有りません。

続いて、営農飲雑用水事業特別会計については、給水地区が2か所に分かれていて、一つは掛迫、旭ヶ丘、村上地区で給水軒数が52軒、もう一つは鶴戸の本、赤石、椎原地区で24軒の合計76軒が対象となっています。配水量については現在のところ安定しているようです。歳入ですが、調定に対して収入は100%で収入未済額は有りません。歳出は委託料や工事請負費用の施設整備事業費440万9,000円と、償還金及び利子の419万3,000円のみとなっています。

なお、水質検査は毎月行われております。

次に下水道事業特別会計についてです。対象人口並びに加入率は、区域内人口1,452世帯の3,522名に対し加入が920世帯の2,294名で加入率は65.13%です。

歳入の調定に対する収入割合は98.8%、歳出の執行率は98.4%であり、差引338万9,000円の残となっています。

歳出の積立金50万3,000円は償還目的の積立金で、平成26年5月末の現在高は1億2,553万9,000円です。歳入合計は前年度比17.8%の減、歳出合計は同じく17.7%の減となっていますが、これは主に人件費、工事請負費、公課費の減によるものです。歳入の負担金や使用料については不平等な前例を作ることなく、平等に徴収するよう意見が述べられました。

介護認定審査会特別会計については、歳入歳出ともに前年度に比べ減額となっています。

歳出の減額の主なものは審査会委員報酬との説明でした。これは年間約50回開催される審査会への欠席によるものです。平成25年度の認定審査は922件の実績で、25年度3月末の認定者数は前年度より77名増えて819名となっています。尚、予算の執行率は92.4%でし

た。

続いて介護保険特別会計ですが、歳入は前年度比9,371万8,000円、7.3%の増となっています。保険料の不納欠損額155万8,000円は、時効が2年となっているため平成23年度の50人分、314件が計上されています。

訪問給食サービス事業については、従来毎年度3月から2月の集計で計上されていましたが、あくまでも4月から3月までの決算が適正であることを期して、平成25年度については平成25年3月から平成26年3月までの13か月分を計上しています。したがって、今回調整ということで決算額は増加しています。

歳出ですが、居宅介護サービス給付費は前年度対比約8,893万2,000円、20.7%の増加です。基金積立に1,569万6,000円行った結果、9,413万1,000円の残高となっています。

訪問給食サービス事業については、一業者に固執することなく広く門戸を開いた支援事業とするよう意見が有りました。

最後に後期高齢者医療特別会計についてですが、対象者は2,536名となっています。

歳入の保険料収納率については現年度と過年度を合わせ98.43%となりましたが、税務課と協力して取り組んだ結果との説明でした。

歳出では総務管理費の委託料14万6,000円が事業を執行したのに不用額に計上されていることについて、委託先からの請求が出納閉鎖までに間に合わなかったものです。組織改革や人事異動も判明が遅れた一因かも知れないとの弁明に対し、担当者の事務引継ぎを上手に行うよう意見されました。

討論はなく採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

続いて同じく付託されました認定第3号「平成25年度川南町水道事業会計決算の認定について」、その審査の経過と結果について報告致します。所管課職員に出席を求めて説明を受け、質疑応答を行い慎重に審査致しました。

平成25年度末で給水戸数は6,340戸、給水人口は15,939人で、前年度に比べ給水戸数は25戸の増、給水人口は50人の減となっています。年間配水にかかる有収率は81.8%となって、昨年度の80.7%から1.1%アップしています。総収益は3億4,342万1,000円で前年度より641万7,000円、率にして1.9%の増です。費用は2億7,625万2,000円で前年度より2,164万4,000円、率にして8.5%の増となっていますが、結果的には6,716万8,000円の純利益を計上しています。

資本的収入は、441万7,000円で前年度比87.2%の減です。減の主な理由は東九州道建設に伴う水道用排水管布設替え工事の負担金収入によるものです。資本的支出は2億355万8,000円で前年度比61.6%の増となっています。増の主なものは石綿管更新工事に伴う委託料及び石綿管等老朽管更新に伴う工事請負費の増によるものです。このことにより収入が支出に対し不足する額1億9,914万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,395万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,618万1,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金1,900万円を補填したとの説明でした。

また、平成25年度内に補正予算で計上したその他修正損3,363万7,000円が結果的に不用額となったことについて、会計処理方法の再検討を促す指摘が有りました。これに関しては、現在公認会計士の指導も受けながら新会計制度へ移行作業を行っているとのことでした。平成27年度から会計方式が変わるとの説明に対しては、引き継ぎを十分に行うよう意見が出ました。併せて、漏水工事の実施方法についても地域性や時間帯など、臨機応変に対応した工事を求める意見が有りました。討論はなく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は各案件ごとに行います。

認定第1号 「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を行います。

平成25年度川南町一般会計決算状況は、歳入72億8,119万7,750円、歳出71億1,356万2,922円、差引1億6,763万4,828円を翌年度に繰り越しているが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき785万1,000円（繰越明許費繰越金）が含まれているので、これを差し引いた実質収支1億5,978万3,828円の黒字決算です。

反対する第1点は、行財政集中改革プランによる民営化の推進です。

町民生活の中心的課題である町立保育所（十文字・東・野田原・山本・記念館）、老人ホーム、学校給食調理業務など自治体の使命としての運営責任を果たすべき事業を民営化してきたことです。すでに実施している学校給食の調理業務については、直営にもどすことを求めて来ましたが、現在は三年ごとの契約となっています。

第2点は、学校給食業務に係る予算削減についてです。

学校給食調理業務委託料は2,951万1,000円です。委託開始前の18年度は、1億円を超える予算でした。単純に、川南町政の前進と評価して良いのでしょうか。

まず、問題点の一つには、経験を積み継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。

二つには、企業委託費2,951万1,000円ですが、その労働条件については、給食配送員急募が新聞折込に入っていました。（実働時間8時間、資格は普通運転免許、（2トン車を運転します）、給与6,200円、待遇 各種保険完備・交通費支給・有給休暇有 休日 土日祝

日・お盆・年末年始、長期休暇中も勤務あり）です。派遣にしる、請負にしる、間接労働によって企業は3割から4割の利益を得ると言われ、本町の場合でも労働者の雇い主がいかに搾取をしているかをしめしています。業務委託のときに川南町の臨時職員の賃金単価と同等かそれを下回らないようお願いしたと聞いています。給与6,200円は、下回っていないのですが、社会問題化しているワーキングプアを自治体が推進役を担っている姿だと思います。今、間接雇用や年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に寄与することを目的にした事業です。調理業務はその要であり、栄養士や調理師が食に対する理念や方針の下に経験をつみ、技能を継承し、豊かで安心な給食を提供する事業です。したがって、この事業は行政が責任をもって行うべき事業です。

三つには、偽装請負を続けて良いかということです。

川南町と委託先の労働者の間に指揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とは見なされません。安全でおいしい給食を届けるために町職員、栄養士、調理員が連携し日常の指導や協議は、欠かせないのが業務の特徴であり、必要なことです。しかし、「おいしくて、安心・安全な給食を提供しよう」と個々具体のことを発注者から現場で指示すればするほど調理業務の委託が、実は偽装請負」というまさにこの関係が偽装請負に当たるのです。偽装請負を回避しようと思えば丸々業者にすべて任せてしまうか。あるいは調理業務の民間委託をやめて直接安全に責任を持つかどうかはわからないのです。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用にして処遇の改善を図るべきではないでしょうか。委託先の会社名は替わったけれど、働いているのは同じ人なので安心だともいわれます。委託料はたしかに安くなっています。その分賃金が下げられたり、人員は減らされていないのでしょうか。

さらに、今日の「食」や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にもまして、社会的・複合的な構造をなすものとなっています。2009年4月から「学校給食法」が、「栄養改善」から食の大切さ・栄養バランスなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づけられています。

そうであれば、学校教育活動や食教育の総合的・一体的観点からみて、学校活動全体に参加できない営利企業（給食会社）に調理を委託することは、学校管理運営の計画・実施・評価・予算化を分断し、不適切であることは明白です。多くの保護者は、献立表しか知ることができません。

教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託することは間違っています。教育としての学校給食の実現を求めまして、25年度一般会計決算の認定について反対討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 認定第1号「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論いたします。

その理由についてであります。本案件における、国営土地改良事業費について、一部平成25年（行ウ）（第7号）財務会計上怠る事実の確認等請求事件に係る案件が含まれており、原案認定に反対し討論をおわります。

○議長（竹本 修君） これで討論を終ります。

これから認定第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、認定第1号「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定」に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険事業特別会計収支残高は、2億1,151万807円の黒字です。国保加入者が後期高齢者医療への移行による被保険者数が減少傾向にあります。延滞繰越は年々増加してきています。国民健康保険法は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い討ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。

川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の算出方法は、世帯割、人数割、資産割、所得割で構成されています。資産割は資産（土地・家屋）を持つもの、世帯割と人数割は国保の資格を有すること、所得割については所得が一定以上ある者（一定額以下の場合軽減制度あり）に課税される。つまり収入が全くなくても税額が生じることも負担が重くなるしくみになっています。川南町でも資産割をなくすことはできないのか再検討するよう今回も提案します。固定資産税を払っていますので国保税で資産割りを払うことは二重課税ではないでしょうか。宮崎県内でも資産割を高鍋町・門川町・宮崎市が行っていません。

また、後期高齢者医療制度の導入によって後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができない、とされています。さらに介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。

国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない、滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で、厚労省は滞納処分の強化でこれを持ち切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティ・ネットと言われる国民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。今、

後期高齢者医療制度の見直し議論の中で、国保の広域化が論議されています。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしていますが、国保もこれと同じように広域運営にしていこうというわけです。現在全国の自治体の内、国保が赤字の自治体は約45%、黒字は55%と言われています。国保の広域化ということは、国保の困難さをみんなでかぶることになります。

国保財政が困難になった原因を、高齢者が増えたことに転化する論調が幅を利かせています。高齢者と若い世代をことさらに対立させます。今の国保の状態は、憲法25条の「最低限度の生活を営む権利」に反します。死亡者を生み出すような制度は13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に違反します。憲法の理念を国民に普及する課題としても、国保が重要です。

川南町は、国保の税率を据え置いていますし、税徴収に関して税務課では工夫して収納率アップに取り組まれていることは評価できると考えます。努力も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしにはなりたない制度です。宮崎県の市町村国保への独自支出金は、2000年度には1億1,600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。黒字決算で残っている分を、高く払えない国保税引き下げ財源に引き当ててもらいたい。国保税を安くしていただきたい。払える国保税にしてほしいというのはぜいたくなのでしょうか。全国の自治体の中で、国の指示に従っていたら収めたくても収められないという世帯も出てくると判断した自治体では一般会計から繰入れも行い微調整をはかっておられる状況です。町長の判断を求めて反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、認定第2号「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号「平成25年度川南町水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号「平成25年度川南町水道事業会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第23 発議第3号 「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（川上 昇君） 森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の「森林国」である。森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。

また、我が国の森林は、戦後を中心に植栽してきた人工林が本格的に利用可能な時期を迎えつつあり、この豊かな森林資源を有効活用することにより、日本の林業を再生し、真の成長産業とすることが大いに期待されている。

本県においては、平成21年度に国において創設された「森林整備加速化・林業再生事業」を活用し、これまで川上から川下に至る関係者が一体となって間伐の実施や路網の整備、高性能林業機械の導入、加工流通体制やバイオマス関連施設の整備、木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大など、林業再生の実現に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、同事業は平成26年度で終了することになっており、このまま事業が終了すれば、本県の豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化に向けた取組が減速し、本県経済活動にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

については、国におかれては、今後の予算編成に当たって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の継続と、森林・林業の再生に必要な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

宮崎県川南町議会

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
農林水産大臣	西川公也	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

○議長（竹本 修君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから発議第3号「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第24 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第25 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第26 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成26年第5回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午後0時05分閉会
